

林政審議會施策部会

第3回議事録

林野庁

第 3 回 林 政 審 議 会 施 策 部 会
議 事 次 第

日 時：平成25年11月12日（火）13:14～14:59

場 所：農林水産省第3特別会議室

1 . 開 会

2 . 林 政 部 長 あ い さ つ

3 . 議 事

（ 1 ） 「 平 成 2 5 年 度 森 林 ・ 林 業 白 書 」 （ 第 1 部 森 林 及 び 林 業 の 動 向 ）
の 検 討 に つ い て

（ 2 ） そ の 他

4 . 閉 会

○佐藤企画課長 予定の時間が参りましたので、ただいまから「林政審議会施策部会」を開催させていただきます。よろしくお願いたします。

初めに、林政部長の末松から御挨拶申し上げます。

○末松林政部長 開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、本当にありがとうございます。

また白書、今回も9月に開催した前回の会議において、特集章のテーマや第Ⅱ章以降の章立てなど、御議論いただいたところがございます。その御議論を踏まえて、私ども林野庁では、白書に盛り込むべき事項について検討を進めて参りました。本日は平成25年度森林及び林業の動向の構成と内容、具体的な記述事項について御審議いただきたいと考えております。

特に、今回の特集章である「森林の多面的機能と我が国の森林整備」では、森林整備の意義や森林の機能発揮における森林整備の役割、森林整備を巡る歴史や今後の課題について記述したいと考えております。具体的な内容については、後ほど担当から御説明いたしますが、このテーマは森林・林業政策の最重要分野であり、また、専門的な知見が必要になる分野であるのですが、一方、これを広く国民一般の視点に立って理解を深めてもらうという必要もあるということで、簡単ではないこともあるのかなというふうに思っております。委員の皆様には様々な見地から、忌憚のない御意見をいただけるよう、よろしくお願いたします。

○佐藤企画課長 まず、議事に先立ちまして、会議の成立状況を御報告させていただきます。

本日は、委員7名全員の方に御出席をいただいております。本会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

また、林野庁の出席者につきましては、座席表のとおりでございます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第がございます。1枚めくっていただきますと「配布資料」でございますが、資料番号の1が『「25年度森林及び林業の動向（第1部森林及び林業の動向）」の構成と内容（案）』でございます。

資料番号2が厚めになりますが、『「25年度森林及び林業の動向（第1部森林及び林業の動向）」の主要記述事項（案）』でございます。

今日は、この2つを中心に御議論いただきたいと思っております。参考といたしまして、お手元がございます「委員名簿」、「林野庁関係者名簿」、「関係法令」及び「白書のスケジュール案」が添付してございます。

抜け等ございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

鮫島部会長、よろしくお願いたします。

○鮫島部会長 それではまず、委員の皆様には御多忙中、お集まりいただきまして誠にあ

りがとうございます。本日は、『「平成25年度森林及び林業の動向」（第1部森林及び林業の動向）の検討について』を議題として、「平成25年度森林及び林業の動向」を作成するに当たっての構成と内容、主要記述事項の案について、まず、林野庁から説明をいただき、その後で審議をいただくことにしております。

本日の予定は15時までの審議を予定しておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をよろしくをお願いいたします。

○佐藤企画課長 それでは、お手元の資料1、資料2で御説明いたします。委員の皆様方には事前に資料を送付しておりますので、ポイントを中心に御説明させていただきます。

まず、資料1により今年度の白書の全体構成等について御説明いたします。

冒頭のトピックスでは、例年どおり、今年度の特徴的な動きとして4点ほど取り上げたいと考えております。内容は後ほど御説明いたします。

第I章が「特集章」となりますが、前回9月の施策部会において、今年度の白書では、「森林の多面的機能と我が国の森林整備」とすることで御了解をいただいたと思います。この章につきましては、「1. 森林の多面的機能と森林整備の役割」、「2. 我が国の森林整備を巡る歴史」、「3. 今後の課題」の3つに分けて記述することを考えております。こちらは後ほど内容を御説明いたします。

第II章以降はいわゆる通常章となります。森林、林業、木材、国有林野、それに東日本大震災からの復興を章立てして、それぞれの動向を記述したいと考えております。なお、前回の施策部会では、森林の章を「森林の整備・保全」としていたため、特集章と重複感があるとの御指摘をいただきました。御指摘を踏まえて検討しました結果、この森林の章のタイトルを「我が国の森林と国際的取組」とした上で、その中で森林整備の動向について記述することによって、特集章との違いを明らかにすることとしました。

また、地球温暖化対策などの国際的動向につきましても、この章の中で記述したいと考えております。

また、前回の施策部会では、東日本大震災からの復興の章について、第I章の次とするのかあるいは最後の章とするのか、御議論があったところですが、ここでは仮置きとしまして、最後の章としております。

それでは、資料2によりまして、各章の内容について、特にトピックスと特集章を中心に御説明をさせていただきます。

まず、トピックスでございます。1ページでございます。

先ほど御説明したとおり、本年度の特徴的なものとして、ご覧の4点を選んでみました。1番目が「式年遷宮に先人たちの森林整備の成果」です。平成25年は伊勢神宮では20年に一度の式年遷宮の年ですけれども、森林・林業との関わりで特に注目すべきこととして、社殿などの建て替えに使用しているヒノキについて、国有林の木曾ヒノキの他、今回は実に約700年ぶりに宮域林、これは伊勢神宮に隣接する約5,500ヘクタールの森林のことですが、ここから生産されたヒノキを使用したということでございます。

これは大正時代以降、森林を計画的に整備してきた成果ということで、森林の多面的機能と森林整備をテーマとする特集章にも関連するトピックスとして取り上げたいと思います。

2番目が「富士山が世界文化遺産に」です。委員の皆様御案内のとおり、また、林野庁からも7月19日の林政審議会において御説明しましたとおり、平成25年6月にユネスコの世界文化遺産として「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」の登録が決定されました。構成資産面積約2万haの9割が森林、特に静岡県側の森林ほぼ全域が国有林ということでございます。ユネスコの世界遺産と森林の関わりにつきましては、これまでは主に世界自然遺産との関わりで取り上げられてきましたが、今回は世界文化遺産と森林の関わりについても取り上げたいと考えております。本文との関係では、森林や国有林の章に関連するトピックスでございます。

3番目が「林業に関する女性の活動が活発に」です。近年、森林・林業に対する女性の関心が高まっているということで、いろいろな活動や取組が報道されております。特に全国各地で「林業女子会」が設立される動きがあり、これは2010年に京都で始まったものが、他の都県にも広がりつつあり、今年度も新たに長崎県などで設立又は設立準備中とのことでございます。

また、この9月には我が国では初めて、女性と森林・林業に関する国際シンポジウムが開催され、そこではこの林業女子会ですとか、都道府県の林業技術職員による「レディースネットワーク21」、これは本日御出席の塚本委員が初代会長でいらっしゃったと承知しておりますが、これらを含めた取組が報告されたとのことですので、この機会にトピックスとして取り上げたいと思います。なお、本文との関係では林業の章に関連するトピックであると考えております。

最後の4番目が「木材利用の拡大に向け新製品・新制度が登場」です。1ページの右側の一番下の写真でございますが、これはイギリスの高層アパートの写真です。ここでは、CLTという木材製品を鉄筋やコンクリートの代わりに使用して建てたということで、このCLTは欧米を中心に急速に普及しており、我が国でも今年、これを使用した初の建物が着工され、また農林水産省としても、今年中のJAS規格制定に向け取組中であります。

今年の政府の取組として、今、「林業の成長産業化」ということを言っておりますが、その要の一つが「新たな木材需要の創出」でございます。したがって、中高層建築物の木造化を実現するこのCLTですとか、本年7月に開始された木材利用ポイント事業、これは木材住宅の新築等に地域の農林水産品等との交換ができるポイントを付与する制度ですが、林野庁として農林水産大臣含めて、最もアピールしたい事項だと思っておりますので、伊勢神宮や富士山や女性の次ということでありますが、今回トピックスの1つとして取り上げたいと思っております。本文との関係では、木材に関連するトピックスになります。

以上がトピックスの内容でございます。

続いて2ページをご覧くださいと思います。

第 I 章、これは特集章になりますが、「森林の多面的機能と我が国の森林整備」です。

まず、「1. 森林の多面的機能と森林整備の役割」としまして、「(1) 我が国の森林と多面的機能」では、我が国は世界有数の森林国であり、資源量は増加していること、我が国の森林のうち約 4 割は、人が植え育てた『人工林』であること、森林には様々な多面的機能があり、木材生産が主目的でも公益的機能を有するなど、重複して発揮されることなどを記述します。

次に「(2) 森林整備の意義」では、森林の多面的機能の持続的発揮のためには、植栽、保育、間伐等によって、健全な森林に積極的に育成する「森林整備」が必要であること、森林整備には一定の「技術」「設備」「路網」などが必要であること。森林整備は主に「林業」を通じて行われることなどを記述しております。

次に「(3) 森林の機能発揮における森林整備の役割」として、2 ページから 4 ページにかけて、森林の主な機能ごとに、その発揮のメカニズムとそれに必要な森林整備を整理しております。これらの多面的機能とその順番は、「森林・林業基本法」や「森林・林業基本計画」における記述に沿ったものでございます。

3 ページをご覧ください。冒頭の「水源涵養機能」を例にとりますと、この機能は健全な森林土壌などの隙間が降雨を保水し、徐々に下流域へ流下させることにより発揮されること、こうした機能発揮には伐採跡地における植栽、保育等による健全な森林の育成、間伐等による下層植生の維持等が重要であることなどを記述したいと考えております。続けて、「山地災害防止土壌保全」、「快適環境形成」、「保健・レクリエーション」、「文化」、次の 4 ページの「生物多様性保全」「地球環境保全」「木材等生産」の各機能について、同様の構成で記述をしたいと考えております。

「木材等生産機能」について一言申し上げますと、4 ページ最後にございますとおり、この機能は森林整備によって持続的発揮が確保される一方で、生産された木材等が利用され山元に収益が還元されることが、森林整備の継続にとっても重要であるという特徴がございます。この点についても記述したいと考えております。

5 ページからが「2. 我が国の森林整備を巡る歴史」です。我が国において、この歴史、どこまでさかのぼるかを考えたのですが、本格的な森林整備、特に本格的な人工林の造成が始まったのは、やはり江戸時代であろうと考えましたので、基本的に江戸時代以降を記述しております。

まず「(1) 戦前までの森林整備等の状況」では、江戸時代と明治に入ってから、それぞれ初期に森林資源を過剰に利用した結果、森林が荒廃したこと、このため、伐採の規制、さらにそれに加えて人工造林が積極的に推進されたことなどを記述しております。

「(2) 戦後の森林の荒廃と復旧」では、戦中戦後に大量に伐採した結果、森林は著しく荒廃したことから、これを復旧するための造林事業等を公共事業として推進し、昭和 31 年には戦中戦後の伐採跡地への造林が完了したこと、など。

「(3) 木材増産の要請と拡大造林」では、高度経済成長の下での木材増産の要請に対

応するため、奥地林や薪炭林を伐採するとともに、その跡地をスギ、ヒノキ等の人工林に転換する「拡大造林」が推進されたこと、など。

6 ページの「(4) 林業の低迷と国民の要請の多様化」では、保育の必要な森林が増加する一方、外材輸入の増加等により林業生産活動が低迷したため、造林補助の対象に保育や間伐等を追加したこと、また、国民の森林に対する要請の多様化に対応し、国有林の森林施業や民有林補助を見直したこと、平成13年には現在の「森林・林業基本法」が制定され、基本法のレベルでも森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るための政策へ転換されたこと、など。

「(5) 地球温暖化への対応と森林資源の成熟」では、近年、森林の地球温暖化防止機能への期待も高まっており、京都議定書第1約束期間において、森林吸収目標を達成するため、毎年55万haの間伐等が実施された一方、依然として間伐や主伐後の再造林が行われない箇所があることなど、を記述することとしたいと考えております。

最後に「3. 今後の課題」としまして、まず「(1) 多面的機能の持続的な発揮に向けた森林整備」として、どのような森林整備をしていくべきかを整理しました。6 ページの最後のパラグラフでございますとおり、森林の現況、自然条件、地域ニーズ等を踏まえながら、多面的機能の持続的な発揮に向けた森林の整備を進める必要、具体的には、7 ページでございますとおり、特に人工林については、木材等生産機能と公益的機能の両方が適切に発揮されるよう、必要な間伐や主伐後の再造林等を着実にを行うことが重要です。また、立地条件に応じて複層林化や長伐期化を推進するなど、多様で健全な森林へ誘導することも必要ということです。

その上で、そのような森林整備を推進するためには一体どうすればよいのか、その課題を整理するのが(2)でございます。森林整備を進める上での課題を関係者ごとに、役割ごとに整理しております。この(1)と(2)で書いた森林整備あるいは林業の健全な発展、木材利用、こういった幅広い課題がございますが、これらの課題についての具体的な動向が、第2章以下の通常章で記述されるといった構成としております。

以上が特集章の説明でございます。

続きまして、8 ページからがいわゆる通常章でございます。まず、第Ⅱ章「我が国の森林と国際的取組」です。「1. 森林・林業政策の基本方針」として、現在の基本計画の目標ですとか、先般作成した「全国森林計画」の内容など。

「2. 森林整備の動向」として、「(1) 森林整備の推進状況」では、造林、間伐等の状況、林業公社の状況、森林の所有者情報の把握ですとか、外国人・外国資本による森林買収の調査、花粉症発生対策など。

9 ページの「(2) 社会全体に広がる森林づくり活動」では、ボランティアや企業の社会貢献としての森林整備・保全活動や「森林環境教育」について。さらに、森林整備等のコストを社会全体でどのように負担するかという観点から、寄附金、県の独自課税制度、クレジット制度等に関する動向などについて。「(3) 研究・技術開発及び普及の促進」

では、今年度から「林業普及指導員資格試験」に新たな区分を設け実施している「森林総合監理士（フォレスター）」の育成などについて取り上げます。

10ページからは、「3. 森林保全の動向」としまして、「（1）保安林等の管理・保全」、「（2）治山対策の展開」、「（3）森林における生物多様性の保全」。

11ページからは、「（4）野生鳥獣被害対策の推進」、「（5）森林病虫害対策等の実施」。

さらに、「4. 国際的な取組の推進」として、「（1）持続可能な森林経営の推進」として、世界の森林面積の減少ですとか、12ページにいきまして、違法伐採対策を含めた二国間・地域間・多国間での取組、森林認証など。

次に「（2）地球温暖化対策と森林」としまして、地球温暖化対策と森林に関する国際的動向については、ここでしっかり記述したいと考えております。また、温室効果ガスの排出量削減については、我が国は京都議定書の第2約束期間に削減義務を負わないものの、2013年以降も地球温暖化対策を推進することとしていますが、こうした点や、さらに現在ポーランドで開催されているCOP19の結果等も踏まえまして、本文の方では記述をしていきたいと考えております。

なお、地球温暖化対策に関しましては、森林の地球温暖化防止機能についてはここではなく特集章の方で、二酸化炭素の排出削減量や吸収量のクレジット化は先ほどの9ページ、また、木材利用と地球温暖化防止の関係については木材の章で記述するなど、他の箇所でも関連した記述を盛り込む予定でございます。

そのほか「（3）生物多様性に関する国際的な議論」や、「（4）我が国の国際協力」について記述をいたします。

13ページからが第Ⅲ章「林業と山村」でございます。

まず「1. 林業の動向」ですが、「（1）林業生産の動向」では、我が国の林業産出額の動きや、昨年初めて盛り込みました国産材生産量の樹種別、地域別割合など。「（2）林業経営の動向」では、森林保有形態が小規模零細な構造にあること、不在村者の保有する森林面積が多いこと、その他林家の動向、14ページにいきまして、森林組合、民間事業者の動向など。

「（3）林業の生産性向上に向けた取組」では、施業の集約化、路網の整備、高性能林業機械の効率的稼働、造林・保育の効率化など。

15ページの「（4）林業労働力の動向」では、林業従事者数が「緑の雇用」の実施等もあって、近年は下げ止まりの傾向にあること、一方、労働安全衛生対策が課題であること、など。

次は「2. 特用林産物の動向」でございます。林業産出額の約5割を占めるのが木材以外の特用林産物ということで、「（1）きのこ類の動向」では、しいたけ等の生産、輸入、価格、消費等について。

16ページの（2）では、木炭、竹などきのこ類以外の特用林産物の動向について記述い

たします。

次の「3. 山村の動向」では、「(1) 山村の現状」や「(2) 山村の活性化」について記述します。特用林産物や山村に関連した事例として、16ページの右側にございます、クヌギを利用した原木しいたけ栽培が盛んな「大分県国東半島宇佐地域」が、今年5月にFAOの世界農業遺産に認定され、林業、特に特用林産物や山村に関わりが深いということで、今回の第Ⅲ章の中で紹介したいと思っております。

17ページからの第Ⅳ章「木材需給と木材産業」でございます。「1. 木材需給の動向」ですが、「(1) 世界の木材需給の動向」を見た上で、「(2) 我が国の木材需給の動向」としまして、平成24年の国内生産量は前年比増の1,969万^m、自給率も27.9%まで回復していること、など。「(3) 木材価格の動向」として、平成25年に入ってからには上昇傾向にあること、など。さらに「(4) 違法伐採対策」や「(5) 木材輸出」の品目別の動向や我が国の取組など。

18ページの「2. 木材産業の動向」では、「(1) 木材産業の概況」としまして、品質・性能の確かな資材を低コストで安定的に供給する体制が未確立であること、新たな木材需要創出と国産材の安定供給体制の構築が主要課題であること、など。その上で「(2) 製材業」、「(3) 集成材工業」、「(4) 合板製造業」、19ページにいきまして「(5) 木材チップ製造業」の各分野の動向、さらに「(6) 新たな製品・技術の開発・普及」として、トピックスでも取り上げるCLTのほか、木材の耐火性能を高める技術開発などについて。

次が「3. 木材利用の動向」でございます。「(1) 木材利用の意義」について、従来よりも丁寧に記述をしたいと思っております。その上でそれを踏まえた「木づかい運動」や「木育」等の取組など。その上で、「(2) 住宅分野」、20ページにいきまして「(3) 公共建築物等」、「(4) エネルギー利用」の4つに分けて、木材利用の動向や主な取組について記述したいと考えております。

21ページからが第Ⅴ章「国有林野の管理経営」でございます。昨年度の白書では特集章の一部でありましたが、今回は独立の章としております。まず「1. 国有林野の役割」としまして、国有林野の面積等を記述した上で、国土保全、水源涵養、生物多様性保全等の上で重要な国民共通の財産であること、平成25年度からは国有林野の管理経営は一般行政として一般会計で実施していること、など。

その上で「2. 国有林野事業の具体的取組」としまして、「(1) 公益重視の管理経営の一層の推進」では、重視すべき機能に応じた管理経営や治山事業、地球温暖化対策としての間伐や木材利用、森林生態系保護地域などの保護林の設定、野生鳥獣対策、隣接・介在する民有林の一体的な整備・保全など。

22ページの「(2) 森林・林業の再生への貢献」では、林業の低コスト化、林業事業者の育成、民有林との連携、人材育成、林産物の供給など。

「(3) 『国民の森林』としての管理経営等」では、国民への情報提供と意見聴取、「遊々

の森」をはじめとするフィールドの提供、被災地における海岸防災林の再生。森林の除染等の取組などでございます。

23ページからが、「東日本大震災からの復興」でございます。これを仮に今は第Ⅵ章としていますが、これは2番目に持ってくる場合は第Ⅱ章となります。今回は「1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組」と「2. 原子力災害からの復興」の大きく2つに分けて整理しております。

まず、1の「(1) 森林等の被害と復旧状況」では、林地荒廃、治山・林道施設の被害、木材加工・流通施設の被災については、一部の施設を除き、平成25年度中に復旧の見込みであること。「(2) 海岸防災林の復旧・再生」については、被災延長140kmのうち、平成25年度中に約100kmについて復旧・再生に着手することが目標であること、など。

「(3) 住宅等への木材の活用」については、「災害公営住宅」は構造が決定されている分の約2割に当たる約5,200戸が木造で建設される予定で、約500戸の整備が完了していること、など。

24ページからの「2. 原子力災害からの復興」につきましては、「(1) 森林の放射線対策」としまして、森林の除染については、「住居等近隣の森林」について最優先で実施していること、平成25年9月には今後の森林除染の方針が公表されたこと、林野庁では、除染作業に必要な「仮置場」として国有林野を提供していること、など。

「(2) 安全な林産物の供給」としまして、きのこ類等で出荷制限が行われており、解除に向けて生産工程管理等を指導中であること。

最後の25ページでは、きのこ原木の不足への対応、きのこ生産者の生産継続、安全な木材製品の供給等が課題であること、などでございます。

このほか「(3) 樹皮やきのこ原木等の処理」、「(4) 損害の賠償」について記述いたします。

以上が本年度白書の主要記述事項(案)についての説明でございます。

○鮫島部会長 どうもありがとうございました。

それでは、平成25年度白書の構成、主要記述事項などにつきまして、各委員から御意見をいただきたいと思っております。全体ということになるとちょっと議論が分散するかもしれませんが、まずトピックスについて、どなたからでも結構ですので、御発言ありましたらお願いしたいと思います。トピックスは4題出ておまして、いかがでしょうか。

では、鈴木委員、よろしく申し上げます。

○鈴木委員 トピックスの1なのですが、念のためにということでお尋ねいたしますが、伊勢神宮というのは宗教法人かと思っておりますが、宗教法人にかかわるような話が1番の一番先に出てくるということは、何か4番か5番の順番なのかなとも思うのですが、あるいはそのあたりの行政としてこれを出しておられるということは、そのあたりは問題ないとしてクリアしているということを出されていると思うので、それならそれでも結構なのですが、ちょっと念のためにということでお尋ねします。

○鮫島部会長 いかがでしょうか。多分、森林整備ということで出してきたのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○佐藤企画課長 部会長のおっしゃるとおり、トピックスが4つございますが、1が森林整備ということで特集章に関連するトピック。2が森林や国有林に関するトピック。3が林業で、4が木材利用ということで、白書の本文の構成に関連したトピックスということで並べております。それ以外の理由は特にございません。

それで、宗教法人と白書の扱いでございますが、宗教法人というよりは伊勢神宮に使っているヒノキのための森林整備ということで、宗教性はないと思っておりますけれども、最終的にオープンにするまでの間に、その辺も含めて政府として問題ないかは再度検証しまして、本文を作成していきたいと思っております。ありがとうございます。

○鮫島部会長 いかがですか、どうぞ、葛城委員。

○葛城委員 葛城です。私は今のような理由でこのトピックスが並んでいるとは想像していなかったもので、逆に世界に誇るといいますか、日本独自の20年ごとに更新することによって千数百年前の姿をずっと未来永劫引き継いでいくというのを、トップに持ってきたのは英断だなと逆に思っておりました。

今日はこの主要記述事項ということなので載っていないだけなのかとは思いますが、ぜひ写真も掲載していただきたいなと思っております。

続けて、2の「富士山が世界文化遺産に」というところなのですけれども、これは大変おめでたいことではあるのですけれども、その一方で、不法投棄されたごみなども大量にまだあるような状況で、野口健さんなども頑張ってお掃除活動しておられますけれども、そういった課題もたくさんあるのだよということもぜひあわせて記述していただきたいと思えます。

その先の「林業女子会」なのですけれども、私は最初にこれを聞いたときに、林業をやっている女性の会かと思ったのです。だんだんわかってくると林業を応援するというか、ふだん林業をやっている人ではないけれども、ボランティアとかそういう形で側面から林業を支えてくださっている皆さんということで、一言そういう林業女子会とは何ぞやという説明が入ると、より分かりやすくなるかなと思いました。

もう一点だけなのですけれども、章立てに関することになってしまうのですが、I章イコール特集章と今、されているのですけれども、思い切ってもう特集章は数字のナンバーを振らないで特集章としてしまったほうが、重さが際立つのかなと。それ以降のII章からI章からにしていって、東日本大震災からの復興を私は1として特集章の後に持ってくると、その重みも伝わってくるのかなと思いました。

以上です。

○鮫島部会長 たくさん意見をいただきましてどうもありがとうございました。

トピックスということですが、今、後半部分は構成全体のことにかかわっていますが、それはちょっと後でまたお話をさせていただくとして、他に何か御意見ございませんでし

ようか。

澤田委員、お願いします。

○澤田委員 このトピックスというのはもっとこれから膨らませていただけるわけで。

○佐藤企画課長 もちろんです。これは主要記述事項ですので。

○澤田委員 日曜日ですね、木の家フェスタというのが滋賀県で行われまして、これは木材利用ポイント事業の一環ということでさせていただいたのですが、地域の木を使った家づくりの地域の工務店が集まってという機会は今までなかったので、それはここに出してもいいのかわかりませんが、イオンさんのところでさせていただいたイベントなのですが、実際に参加された方が、直接その触れ合う機会が増えてよかったということと、昨日テレビドラマを皆さんご覧になりましたか。多分、これも木材利用ポイントの方でちょっとプッシュされたのかなと思うのですが、そういうのも林業とか木材業の方がとても喜んでいらっしゃいました。そういうふうテレビに出たりとか、今度また映画になるとか、そういうこともここに含めて、そういう活動で広がっているということプラスしていただくと、やる気も出てくるし、PR効果もあるのではないかと思います。

○鮫島部会長 ただいまの御発言に何かコメントございますか。

○佐藤企画課長 それではまず、葛城委員の御指摘なのですが、伊勢神宮の写真はどうするかはちょっと検討させていただきたいと思います。富士山につきましては、御指摘踏まえまして課題も合わせて書くようにしたいと思います。林業女子会については、それは何かといったことの説明も含めて、書くようにいたします。

今、澤田委員から御指摘がありました木材利用ポイント、あと、それに関連するイベントですかテレビドラマと。ちょっとここはそこまで4の中で入れ込むことまでは考えていなかったのですが、どういう扱いにするか、そのままドラマの名前などを白書の中で書いていいのかわかる等もあるかもしれませんので、そこは検討させていただきたいと思います。

○鮫島部会長 他にトピックスについて何か御意見ございませんか。では、よろしく願います。

○塚本委員 トピックスの内容なのですけれども、非常に巷をにぎわしているような話題と、森林、林業を結びつけて、興味を引く内容で、さすがだなと感心をしたところでございます。

4のCLTについて、今、高知県において森林や林業の関係者の方々が集まって様々な取り組みが行われており、その内容を、リアルタイムで取り上げていただくということは、このような活動を側面的に支援をするということにつながると思いますので、非常に勇気を得ました。本県知事からも、東京オリンピックの開催が決定したことを受けて、ぜひCLTで東京オリンピックの施設をつくるような、そういうような提案もしてみたらどうかというような発言も飛び出すぐらいでして、森林・林業の関係者が頑張っている、こういう内容をトピックスで取り上げて、光を当てようとしている林野庁の意気込みを感じ

非常に心強く思います。ぜひ今後もそういうような視点で、トピックスで取り上げていく内容を考えていただければと思います。

それから、女子会のところに「レディースネットワーク21」も取り上げていただきました。非常に恐縮しております。設立時に、林業白書に載るように頑張って活動しようといみんなに声がけしてきましたが、まさか現実になるとは思っていませんでしたので、本当にありがとうございました。

○鮫島部会長 どうもたくさん意見をいただきましてありがとうございます。何かコメントございますか。

○末松林政部長 白書の関係とちょっとずれますけれども、今の東京オリンピックの話なのですが、今、政府では、今度の東京オリンピックの基本方針を今、定めようという段階にあります。このため、やはり施設とかいろいろな面で日本の木を使う。また、その他に今、このオリンピック、体制が非常に複雑でJOCというのもありますし、主催するのは東京都で、政府はその上に乗っかって内閣府にオリンピック・パラリンピック室というのできています。

どうやるのが一番いいのかと考えていて、今のところオリンピック・パラリンピック室というところに、実は併任の人は30人ぐらいいるのですけれども、実際の職員は3人ほどでやるということになっています。そのうちの一人をうちから出しておまして、最初のところではきちんと木を使おうということだけまず盛り込もうと。見たらかなり野心的なことをしているのかなと思ったら、例えばバンクーバーオリンピックとかああいうところでもそういう基本方針のときに、木を使いましょうみたいなのを外国でもやっていたので、今度、やるのは当たり前で、それがないとちょっと恥ずかしいという感じではないかと思しますので、今、そこの室に対して先ほどあった高知の話とか、どういうことができるかわかりませんが、CLTとかいろいろな日本の木材を使って、施設をかなりのものをつくっていただこうとか、そういうことを入れられるように努力をしていきたいと思っていますので、また次の年の白書とかその次の年の白書では、そういうことが見えるようになっていけばいいと思っています。

○鮫島部会長 大変力強いコメントをいただいたと思います。

それでは、トピックス、今、4題であと表彰みたいなのが最後にあります。この4つとすることでまずよろしいでしょうかということですが、よろしいでしょうか。

今後、何か別のことが起こらなければいいなと思っているのですが、非常に4つとも特徴がはっきりしていて、いいトピックスの項目ではないかなと思います。

それで、最初の鈴木委員から出された御意見、葛城委員からちょっとまた別の立場でいただいた御意見なのですが、この式年遷宮というのですか、伊勢神宮のお話ですけれども、私も実はこれはすごく最初に見たときにインパクトが強かったのです。非常に今年は随分古風なところから来て、日本の歴史とか伝統から来たなという印象を非常に私も実は強く受けたのです。

それが、やはり宗教法人というか、そこには実は結びつかなかったのですが、これを持ってくるということは、相当いろいろな意味で意識されるのではないかと思うのです。ですから、そのところもいい面、悪い面、悪い面という言い方はよくないかもしれないですが、問題視する面というのはやはり制御しておいたほうがいいかなということは、非常に私はインパクトが強いと思います。

ただ、他のものはどれを先頭に持ってくるかという、富士山は日本の非常に象徴的な山なのだけでも、先頭に持ってくるのは余りにも月並みな感じもしますし、思い切って女性活動を持ってくるのもおもしろいかもしれませんが、それでは強過ぎるということで、なかなか実は順番を決めるのは難しいなというふうに思っています。慎重に検討していただければいいと思います。このようなコメントでよろしいでしょうか。

それでは、トピックスは以上とさせていただきます、次は特集章とそれから全体の流れ、先ほども葛城委員から、東日本大震災は上のほうに持ってきた方がいいのではないかと御意見もあったと思いますが、それからもう一つは、前回出たこととして特集章と第二章、これは通常、整備と保全というのが並んでいる章かなと思うのですが、この関係がきちんと整理されているかどうか、その辺を中心に御意見をいただきたいと思いますが、どんなからでも結構ですが、御意見をいただけないでしょうか。

それでは、鈴木委員、よろしくお願ひします。

○鈴木委員 今、鮫島先生からお話のあったI章の特集章とII章の書き分けの件ですけれども、先ほどの御説明にもありましたが、かなり重複のないように苦労してというか、上手に並んできたかなというふうに拝見しました。

まだ幾つかコメントが出るかもしれませんが、大きなくくりとしては、国際的な取組というのがII章に入って、拝見した限りでは収まっているなという印象です。ただ細かく言うと、II章の話になってしまいますが、社会全体に広がる森林づくりの中で、国内的なJ-VERとかJ-クレジットという二酸化炭素排出の話が出てきて、その後の国際的な温暖化対策とこれが離れて置いてあるみたいな、もうちょっとつながるといいかなというようところがちょっとあるかもしれませんが、おおむねはそういうところです。

ただ、続いて特集章I章の頭の出だしのところについて、印象を言わせていただきますが、2ページですね、第I章の1番の(1)の○の2つ目ですが、4割が「人工林」、6割が「天然林」という書き方をされていて、これは普通6割天然林のほうが広いので、そうすると大きなほうから書くのかなと。なぜこれを言うかという、ここから以降右側に出てくる話が、育成単層林の絵がありますし、木を切っているところの絵ですし、ずっと人工林の話が印象が強く出てきていて、一番最初のところぐらいは、人工林、天然林を問わずに森が素晴らしいですよということ、あるいは日本の森は人工林、天然林を通して様々な機能がありますということをちょっと言った上で、この今書かれているところに入って来るのかなという、もうちょっとそちら側の森全般が素晴らしいということを強調していただけるとよろしいかなという話です。

ちょっと長くなって恐縮です。

○鮫島部会長 ただいまの御発言にコメントいただきたいと思います。

○佐藤企画課長 まず、1点目の温暖化対策のところ、国際的動向とクレジットが離れてしまっていると、これは御指摘のとおりでございます。これはなかなか難しい問題で、要は何に光を当てて、そこに記述を集めるのかといったことで、実は去年までは温暖化対策というところで、逆に何でもかんでも集めてしまったと。木材でのお話についてもクレジットの話についても、一回全部それを集めてしまったといったところがあって、実はこれは白書をやっていると、ある年に特集章をやると、それがそのまま特集章として通常章に残ると、その構成のままずっとなくなってしまうという傾向がありまして、他の点でも実は結構あるのですが、実は今回できるだけ中立的に整理したいと思ひまして、まず、温暖化対策も国際的な話としては国際的取組に入るのですが、どのように費用負担するかということの中で温暖化対策の観点からのクレジットも一応そこで書いており、また木材利用の方で温暖化にも資する木材利用ということを書いております。少し分かれてしまったところは御指摘のとおりでございます。ただ、そこは読んでいく中でそれが関連しているのだということが何か分かるような記述ができないか、本文を書く方で検討させていただきたいと思っております。

2点目の、まず森全体が素晴らしいと書くべきだという御指摘は、まさにおっしゃるとおりでございます。ただ、今まで書く方としては、この特集章としては森林整備という頭があるものから、そっちに引きずられているようなところがございまして、その辺も含めて、本文ではなるべくまず最初の方は森林全体の話を天然林も含めて強調するように、本文を書く中で心がけたいと思っております。

○鮫島部会長 よろしいでしょうか。

それでは、他の委員の方。佐藤委員、よろしく申し上げます。

○佐藤委員 今のことに関連してなのですが、これは本文になってくるともっと詳しく表現になるのですが、我が国の森林のうちの約4割は人工林という形で、右の方の図は蓄積です。本文では4割というのは面積ということの表現はしっかり出していけるわけですね。

○佐藤企画課長 おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員 そうですね。

○佐藤企画課長 そこはきちんと本文の方では書こうと思ひますここでもそのあたりはもう少し明確にすればよかったかもしれません。申し訳ございません。

○鮫島部会長 ちょっとこの文章と図の関係が、いま一つマッチングがよくなかったと。ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

では、澤田委員、どうぞ。

○澤田委員 一つ一つ細かなことにちょっとなくなっても構わないでしょうか。

○鮫島部会長 どうぞ。

○澤田委員 4ページなのですけれども、先ほど森林がまずいって、人工林と天然林というお話が出ましたように、4ページのほうを見ましても、どうしても針葉樹のスギ・ヒノキにスポットが当てられているような感じがいたしておりました。私どもは使わせていただくほうなのですが、読まれた方の立場になって考えますと、「木材等生産機能と森林整備」の○の2つ目のところの3行目です。「将来に向けた持続的利用を確保することは不可欠」というのは、その何となくもうスギ、ヒノキというふうな人工林のことにのみ限定されているような気がしまして、反発をどこかから買うのではないかという気がしたので、このところは我が国の持続的な資源の利用と循環を確保する上で不可欠、木を切って使うというだけではなくて、もっと皆さんに関係のある、私たちの未来の子供たちにとって大切なのだという言い回しにさせていただいたほうが、いいのではないかなというように感じました。

そのほかにこれだと、森林整備とか生産は、これからもスギ・ヒノキを中心にやっていくのだととれるのですが、実は今、不足しているのは堅い木、床材であったりとか家具であったりとか、虫にやられたのであれなのですが、マツというのはこれから日本の木材需要にとっても大切になってくる木だと思います。

ですから、このところに今まで化石資源を使っていたプラスチックとかそういうものの代替りの成分というのが木材でできるような可能性がいっぱい出てきていますので、そういうこともプラスして、化石資源の製品に代替するという未来のことも、どこかこのところにおわせていただけないかなと思いました。

○鮫島部会長 いかがでしょうか。

○佐藤企画課長 今の何点か御指摘がございました。

まず、スギ・ヒノキにスポットが当たり過ぎているということがございます。これを書きましたのは、今、現実としてこれまで人工林は実際にスギ・ヒノキ、地域によってはカラマツもございますが、圧倒的に多いというのが現実でございましたので、それはなぜかといったことで説明する必要があるだろうということで書いたことがございます。ただ多分、今の御指摘は今後の課題の中でそれを書いてしまうと、今後もスギ・ヒノキばかりだととられるということだと思いますので、そこは書く場所等は本文の中で工夫をしたいと思えます。

2点目の持続的利用ということなのですが、ここで持続的利用にしたのは、ここは木材等生産機能と森林整備についての説明の箇所ですので、この脈絡では木材等生産機能との関係では、持続的という利用の方になるのかなと思ひまして、ここは持続的利用とさせていただきます。

あとは化石資源の代替という話でございます。これは実は後の方の木材利用のほうでは明記をさせていただいております。そこは多面的機能といった場合には、一義的には木材等生産機能の話であって、それが使い方によってひいては何か代替するという面はあるのですが、そのところまでこっちで書くのか、あるいは後で出てくる木材利用の方でき

ちんと書けばいいこととするのか、そこは本文を書くときに整理したいと思っております。
○鮫島部会長 よろしいでしょうか、今の答えで。

それでは、塚本委員、よろしくお願いします。

○塚本委員 この章の中で、私が特によく書けているなど感じた部分は5ページにございます、「我が国の森林整備を巡る歴史」というところがございます。現在、スギ・ヒノキが植林され過ぎ、スギの花粉の問題などで春になると必ず、スギ林などの人工林が悪者にされる風潮がありますが、このような森林構成になった原因は、林野庁だとか国の森林行政のせいではなくて、時代の要請の中で森林整備を行ってきた結果、今の山の状況になっていったという、そここのところをつまびらかにお示しするというのが非常に重要であるのではないかと考えております。ですから、一人一人の考え方でありますとか国としての方向性というものが将来にわたって形づくってしまうという、そこに意思決定がされて今があるという因果関係を非常に明確にするということは、今後の森林整備を考えていく上でも非常に重要なことではないかと思っております。

行政の立場からいいますと、確かにスギ・ヒノキの森林をどういうふうを活用していこうかというのが、非常に今後重要な課題でございますし、また利用すると同時に整備をして、保全もして、次の世代に引き継いでいくということも非常に重要なことだと考えております。ですから、資源としてそれをどのように未来につないでいくかを考える上で、これまでの歴史を明らかにしていくことは重要なことですので、分かりやすく丁寧に記載する必要があると思っております。今回、この特集章として、丁寧に章立てとして書かれていることは、非常に良いことではないかと感じておるところでございます。

○鮫島部会長 今回の御意見に対してコメントを伺いたいと。

○佐藤企画課長 どうもありがとうございます。今、まさに塚本委員がおっしゃったような趣旨からしても、この歴史というのを今回書くのは非常に重要なことだと、改めて覚悟しまして、本文の方もしっかりと書き、かつ一般の方々にもできるだけ分かりやすいような本文にしていきたいと思っておりますので、引き続き御指導よろしくお願いたします。

○鮫島部会長 今、特集章ということを中心に来ているのですが、2章は特集章とかぶる面もあるという前回の御指摘もありますので、1章、2章両方含めて佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 I章のところもいいですか。

○鮫島部会長 はい、いいです。

○佐藤委員 本文を作成するに当たって、2つ検討をいただきたいところがありまして、といいますのは、ここで言う4ページの一番最後の木材等生産機能云々のところなのですが、私、本審のときにもちょっと言いましたけれども、中段の「山元に収益が還元されること」云々という、実は私は「山元」というのは森林所有者だと思っておりますね。

これは我々もよく業界の中で川上から川下という話をよくするのですが、それに

直接携わっている方の中でも、では、川上という存在は何なのですかとよく聞くのです。そうすると、川上というのが例えば森林組合であったりあるいは素材生産業者であったりというところにとまってしまっているという感覚が非常に感じるのです。実はこの森林・林業に関していえば、全ての部分は実は所有者を意識しないと、どうしても前に進んでいかない部分がありまして、ですから、このところをこの「山元」ということで済ませないで、森林所有者ということをしかり出していただきたいということです。あらわし方はいろいろあると思いますので、それが1つです。

それから、前に私は欠席のときに出ささせていただいたのですけれども、7ページのこれも最後のところなのですが、「森林の多面的機能は広く国民が享受している」云々ということなのですが、ここでやはり大事なものは、特に地球温暖化対策等々で考えますと、安定的な財源です。大変残念ながら環境税につきましては、もう吸収源には回ってこないということがはっきりしてしまいましたので、やはり吸収源に対する安定的な財源ということは、非常に私ども大事だと思っております、このところをどういうふうに表示するかは別にしまして、しっかりと織り込んでいただきたいということです。その2点をお願いしておきたいと思っております。

○鮫島部会長 非常に政策にも絡む重要な御発言だと思います。よろしく願いいたします。どうぞ。

○佐藤企画課長 まず1点目の御指摘でございます。

おっしゃるとおり「山元」というのは曖昧な表現でございます。本文でどういう書き方をするかというのは、検討させていただきたいと思っております。一方で、森林所有者だけではないのかなとも思いますので、そこも含めて検討させていただきたいと思っております。

2点目でございます。私どもも委員と全く同じ気持ちでございます、ちなみに環境税、具体的に温暖化対策税のことでございますが、確かに今、そういった形で導入されておりますけれども、林野庁として諦めたわけではなく、今年も税制要望の中で、今の温暖化対策税の用途拡大といったことも含めて要望しているところでございます。ただ一方で、これについては政府の中でもいろいろな立場があるところでございます。最終的には政府の文章として出しますので、こういった書き方ができるか、本文の方で検討させていただきたいと思っております。

○鮫島部会長 それから、もう一つ、後半の御意見で安定的財源の抽出、森林整備にかかわって。

○佐藤企画課長 その辺も今ので。

○鮫島部会長 他に何か御意見ございますか。では、井上委員、よろしく願いします。

○井上委員 井上です。7ページの真ん中あたりに「林業・木材産業の健全な発展」というところで、3つの項目が書いてありますが、これは主要な事項ということで、各項目をいろいろ肉づけして、本文を作成されると思っております。3つ目に「国産材の安定的供給体制の構築」というのがありますが、本文がどれぐらいのボリュームになるのかわかりません

けれども、しっかり書いていただきたいと思っております。

我々合板だけではなく製材、集成材の木材加工メーカー、業者にしてみると、価格は高いとき、安いときはあると思いますが、やはり安定的に原材料が供給されるということではないと頼れません。第2、第3の原材料の手当ということになってしまいますので、ぜひここについてはしっかりと書いていただきたいと思っております。

昨年、一昨年ぐらいは、国産材がたくさん出てきて、価格がかなり下落し問題にもなったのですが、ここ半年ぐらいの間は、国産材が出てこないのです。我々合板メーカーの中には、もう米加材のほうに切りかえるところがあり、沿岸地区の合板工場は米加材の手当を行っております。米加材等では2万トンとか3万トンぐらいの大きな船で運んで来るので、今までの米加材の使用ボリュームからすると半年ぐらいの在庫を抱えるような形になってしまい、当然、その間資金繰りの問題もあるので、米加材を多く使うということで、国産材の購入をストップする、せざるを得なくなって来ます。

国産材が安定的に出てくれば、昨年の260万立法メートルから今年は約300万立法メートルの国産材を使えるようになるのですが、それが今のように安定的に出てこなくなると、やはり我々メーカーとしては、工場を止めるわけにはいかないのです、米加材丸太とかロシア材の単板の手当が入ってきてしまうのです。このため、国産材の安定供給について、しっかり書いていただきたいということが1つあります。

また、以前の林政審議会で国有林の話をしたときに、僕は、それは価格の調整機能ではないですかというような言い方をしました。国有林が供給調整機能を果たしていくというような文章があったと思うのですが、やはりものがたくさんあって、価格が下がり始めたときに国有林が供給調整機能を果たしていくということも大事なファクターだと思いますが、今のように国産材が安定的に木材加工業者に入らない状況においては、なおさら国有林の供給調整機能というものをしっかりと果たして、民有林、国有林から出てくる国産材の安定的な供給により、そのユーザー確保を考えていただきたいと思います。そういう国有林の供給調整機能ということも含めて、ここの中にしっかりと明記をしていただきたいと考えます。

○鮫島部会長 第IV章、第V章の問題だと思うのですが、コメントをよろしく願います。

○佐藤企画課長 まずは7ページでございますが、この内容は実は森林・林業、さらに木材全般に及ぶ話なので、正直申し上げて余り細かいところまではちょっと書き切れないのかなど。課題を定性的、抽象的な形で挙げて、具体的にはその後の章の中で見ていただくという構成にならざるを得ないかなと思っております。

そういった中で、今、委員が御指摘あったような価格だけではなくて量についての安定ということまで、どこまで趣旨の中で入れ込めるかどうか、そこは検討させていただきたいと思っております。

国有林の話につきましては、さすがにここには入らないかなと思っていまして、そこは

別途「国有林野の管理経営」が章立てしてありますので、その中で白書としては書いていくのかなと思っております。

○佐藤委員 今の井上委員の発言に対しまして、この今日の範囲から外れるかもしれませんが、安定供給という意味では、我々がまたある意味で頑張っていかなければいけないという立場で発言させていただきませうけれども、以前、また逆に例えばそのときそのときの事情で受け入れ制限とかそういうことも出てくるわけです。だから、そこら辺はこれから我々供給側と経営側とでいろいろ親身に協議しながらいくようにということで、この場をお借りしてよろしくお願ひしたいと思います。

○井上委員 秋田をモデル地区としても良いと思います。

○鮫島部会長 どうもありがとうございました。では、コメントをよろしくお願ひします。

○瀧上業務課長 すみません、国有林の安定供給というお話がありましたけれども、今、お話がありましたように、井上委員、佐藤委員のお話のとおりでして、これから、国産材の安定供給の仕組みづくりをやはりやらないといけないと思っております。その意味では、流通なり契約の方法とか安定供給のシステム的な形というのをもう少し関係者で詰めていかななくてはいけない課題があると思うので、このあたりは今、お話がありましたように、積極的に話を進めさせていただければと思っております。

○鮫島部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと大分話題が広がったので、特集章について大体よろしいでしょうか。それから、第2章はちょっと近い部分があって、私は実はそこで構成的に思ったことがあって、第2章の2-2に「森林整備の動向」と書いてあって、森林整備については第1章の特集章だから、もしかしたら特集章の歴史の後に動向があって、今後の課題なのかなとちょっと思ったのですが、その整理は大丈夫なんでしょうか。

○佐藤企画課長 そこは実は、6ページから7ページに書いてある課題については、森林整備も林業も木材利用もあると思うのですが、今後の課題と言いながら、実際に今やっていることも含まれており、具体的な話を森林整備については第II章で、林業あるいは木材利用についてはそっちのほうで書くと。タイトルは今後のとなってしまうので、そこは分かりにくかったのかもしれませんが、特集章では、いきなり今の状況を書くというよりは、まず歴史を書いて、一番最後のところで今後の課題とあわせて書いて、具体的な話が各通常章の中に例年どおりの内容であるということイメージしておりました。

○鮫島部会長 どうもありがとうございました。

それでは、トピックス。

○澤田委員 トピックスではなくて今の第I章の。

○鮫島部会長 第I章はまだございますか。そろそろ先に行きたいと思っているのですが。

○澤田委員 1つだけ。

○鮫島部会長 では、1つだけどうぞ。

○澤田委員 ここには載っていないですが、国産木材を生かす工法というのを国土交通省

でやったりとか、今、省エネのほうで木を閉じ込めてしまうほうに建物が動いているのです。エアコンの利用であるとかそちらになって、国産材の良さが生かせる工法ができなくなっている可能性を秘めておりますので、そのあたりもぜひ触れていただくと、国、地方公共団体等の役割になるのかわからないですが、長持ちさせる家を、国民の財産である家を長持ちさせるための国産材の利用を増やしていただくとありがたいなと思いました。

○鮫島部会長 この場所かどうかよくわかりませんが、コメントがとりあえずありますか。

○飛山木材産業課長 澤田委員の御指摘でございますけれども、実はこのIV章に具体的な中身として記述させていただいてございます。19ページ、「住宅分野における木材利用」ということで、大手住宅メーカー等に国産材を使っていただくということももちろん大切だとは思っておるのですが、それ以外に実際に森林所有者から、あるいは大工、工務店、関係者が一体となって、納得する家づくり、こういったところも林野庁は一生懸命推進してございますので、こういった中で澤田委員の意を酌んだような形で盛り込めればというふうには思っているところでございます。

○澤田委員 それとこれとは別の話ですので、また、ここに盛り込んでいただくようお願いいたします。

○鮫島部会長 先がまだありますので、一応、I章についてはここまでで、また何か気がつかれましたら、事務局のほうにメール等差し上げるということをお願いしたいと思います。

II章もI章とは関係あるのですが、II章について何かここで特に言っておきたいこと、御意見ございますでしょうか。もしなければ、先に行きたいと思いますが、VI章の東日本大震災からの復興はちょっとほかのとかなり違う部分があつて、これをここに置いておくか、それともII章に持ってくるかという構成の話がございまして、ここをちょっとやっておいたほうがいいのかと思いますので、いかがでしょうか。先ほど葛城委員からやはりII章ではないだろうかということなのですが、私も個人的にはやはりまだ問題はたくさんあるし、途上にあるということで、前のほうがいいかなという感触は持っておりますが、委員の方々いかがでしょうか。

井上委員、よろしく申し上げます。

○井上委員 今、鮫島部会長と葛城委員が発言されたように東日本大震災の現場は今、瓦礫の処理がようやく終わって、これから海岸林をつくったり、住宅建設とか堤防建設という建設土木関係に入ってくるころです。実際に自分の工場が幾つも被災現場の中にあるので、現地に行くとまだ瓦礫の処理が終わっていないところもあるし、もう瓦礫の処理が明らかに終わって、次の建設に入っているという印象を、ただ通り過ぎるだけでも感じる街が既にあります。このため、東日本大震災からの復旧、復興については、章立ては後ろの方ではなくて、かなり前のほうに持っていくということが、まだ、あと数年は必要なのではないかなと感じます。

○鮫島部会長 他の委員の方々いかがでしょうか。

では、塚本委員、お願いします。

○塚本委員 私も同じような意見でございまして、多分、1の特集章以下の2から5までは、1の特集章の詳細版という形で、一つのブロックなのかなと考えています。そうすると3つの大きなブロックの中でどういう並び方をするかと考えるときに、やはり東日本大震災の復興ということについては、まだまだ忘れてはいけないことだと思ひまして、そのような重要性ということから考えれば、このブロックを前の方に持っていくというのが自然な形なのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○鮫島部会長 それでは、鈴木委員、よろしく申し上げます。

○鈴木委員 皆さん前の方だということで、私は少数意見になるかもしれませんが、決してこの震災からの復興が、重要性が低いとか言うつもりはありませんけれども、私は、むしろこの第Ⅱ章というのが実は代々の森林・林業白書ということであれば、もともとは一番前にあるはずなのです。それがトピックスがあって、特集章があってということでこのⅡ章の部分がだんだん後ろに下がってきていて、さらにこの復興の話がこれより前に来るということになると、何となく林政を報告するというこの本体の部分が、かえって何かかすんでしまうような気もしないではないです。だから、かなりの期間、この今の復興に係る話をこの白書に載せ続けるということはあると思いますけれども、それについては、今、ここで御提案いただいているように、第Ⅵ章のようなほかの部分の定位置にして、ずっと続けるという考え方もあるのかなと思って拝見しました。これは私の意見です。

○鮫島部会長 初めて後ろの方がいいという意見が委員から出たわけですが、どうでしょうか。これは事務局の御意見をいただけますか。

○佐藤企画課長 事務局としましては、場所は今、委員の皆様方からお話がありましたとおり、Ⅱ章からⅤ章までは森林・林業・木材・国有林ということで、本当に通常の章ですので、その後ろに持ってくるかあるいは前に持ってくるかどちらかではないかと思っております。

それで仮置きで今、こういうふうにしていますのは、1つはこれは前回申し上げたことと重なりますが、ここで言うⅡ章からⅤ章までの話を踏まえて、その復興を見ていただいた方が分かりやすいのかなと思ったことと、あと今、鈴木委員がおっしゃったことと重なるのですが、実際問題、これは震災からの復興ということになりますと、恐らく今後、一つは海岸防災林、もう一つは森林除染ということが中心になってくると思うのです。これはものすごく時間がかかる話でございまして、特に除染の方は何十年とかかる話でございまして。それは白書としてはずっと書き続けなければいけないだろうと。ただ、逆に位置づけとして、昨年みたいな準特集章のような形で、それが終わるまで何十年ずっと準特集章のままで続けるのかどうかということも気になるところでございます。

あとは、一番最後にしたからといって、それを必ずしも軽視するというわけではありま

せんが、今、委員の皆様方からありましたとおり、それは最初の方に持っていった方が分かりやすい、そういう姿勢が示せるだろうという面もあるのかもしれませんが。ただ、いずれにしても書く内容は変わらないのかなとは思っております。

前回、ここで御議論いただいて、一応、仮置きで次に回しましょうということにしたのですけれども、主要記述事項を書いた形でも結論が出ないということであれば、もし許されるのであれば、今日無理やり決めるという形ではなくて、また仮置きにして、本文のところに置いたときに、本文の分量との兼ね合い等もあるでしょうから、そこで最終的に決定していただくというやり方もあるのかなと思っております。

○鮫島部会長 まだ仮置きでよろしいということですね。それで多分、私はこの問題は読む立場とつくる立場なのではないかと思うのです。読む立場だと、最後にあるともうこんな扱いになってしまったのかと、非常に落胆する人も多いのではないかと思うのです。非常にまだ解決しなければならない問題がたくさん残されている、非常に重要な時期にあると思うのです。つくる立場で言うと、鈴木委員が言われたことは非常に筋が通っているということで、それは今日結論を出さなくていいということであれば、仮置きのままでも結構ですが、いかがでしょうか。

○佐藤企画課長 それでは、もし許されるのであればそうさせていただきたいのですが、今回仮置きで一番最後に持ってきたのですけれども、今日の御議論を踏まえまして、仮置きで今度は2番目に持ってくる形でつくってみまして、それで次回御議論いただいたらと考えております。

○鮫島部会長 この問題はそこまでにしたいと思います。

それでせっかくVI章が出てきたので、VI章の内容について何かコメントございましたらいただきたいと思いますが、私はまず最初に、今年度の放射能の分布の状況というのは、多分もう出てきているのではないかと思います。その辺は更新されて、3年分が並ぶということでしょうか。やはり経年変化は私は重要だと思うのです。そこはいかがでしょうか。

○池田研究指導課長 実証試験等の調査を進めておりまして、その結果はある程度整理できております。特にこのグラフ、24ページの図で示していますように、23年時点のものと24年の同じ時点のもので森林内に放射性物質がどのように分布しているか。かなり葉とか枝とか地上部から落葉層なり土壌に移行しているというのが明らかになっておりますし、またこれ以外にもいろいろなデータを検証しておりますので、出せるものはここに示せると思っております。

○鮫島部会長 どうもありがとうございました。

他に何かこの件について、この種の内容ですね。井上委員、よろしく願いいたします。

○井上委員 第VI章でよろしいわけですね。

○鮫島部会長 そうです。

○井上委員 23ページですけれども、第VI章というかII章にさせていただきたいと思いますが、「東日本大震災からの復興」ということで、(3)で住宅等への木材の活用という項

目があります。この点ですが、住宅だけではなくて、実際、復興の建設の途中では、建設土木関係、即ち土砂が流れ落ちないように土留めをすとか、防潮堤とかの整備に合板や製材などを使いますので、勿論、「など」の中に入っているということであればそれまでですが、ぜひ建設土木資材として、復興資材として合板などを使うということを入れていただきたいと思います。

先ほど林政部長のほうからも冒頭にお話のあった、トピックスの中のCLTですけれども、実際、CLTが使われているイギリスとかオーストリア、イタリアの建物を見に行くと、建物ができ上がってしまうと、木造なのか鉄骨なのかわからないのです。住宅も構造材で扱われるときに、中に石膏ボードを張ったり壁紙を張ったりするので、そこに合板が使われていたり、製材の板とか使われていたりしても、外側から見えないところがあります。

それと同じように、建設土木関係で土砂が落ちないように防いだりする場合や、実際に建設の建物ができ上がるまでに使われている木材というのも、工事や建物が完成してしまうとそれはもう排除されて、どこかに持って行かれてしまうわけです。木材の利用は必ずしも内装用で木が見えるところだけではありません。テレビ報道などでは大体そういうところを木造で家や学校を建てたと紹介します。今日、秋田から帰京しましたが、秋田空港も秋田杉が随分と内装に使われたりして、とても心地いいのです。しかし、目に見えるところに木が使われるということが、かなりマスコミとかには取り上げられますが、実際に木材の使い方は合板だけではなく、製材、集成材もCLTもそうですけれども、完成したときにはもう中に入っていて見えない場合とか、建設の途中で使われて完成してしまうと建設現場の敷板と同じように、建設資材としてどこかに持って行かれてしまうというような、そういうことも木材の使われ方なのです。

ここの章は、特に東日本大震災からの復興なので、復興資材としての建設土木用の木材の使い方について、木造住宅における内装用的な問題と、構造材で使われたらその後隠れてしまうということ、建設のプロセスでは全部が完成すると、廃材等としてどこか横に置かれてしまうということも含めて、ぜひ触れていただきたいと思います。

○鮫島部会長 コメントをお願いします。

○佐藤企画課長 ありがとうございます。ここも「住宅等」とまとめてしまいましたが、住宅だけにするつもりはございません。今、委員御指摘ございましたことにつきましても、ちょっと調べまして、書けることは書いていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○井上委員 特に型枠用はコンクリートの盤面ができ上がるとあとは取りはずされてしまいます。でも、それも合板とか製材とかの需要拡大に大きく貢献するということですか。

○鮫島部会長 それでは、よろしく申し上げます。

大分時間も押してきておりますので、ここでⅢ章、Ⅳ章、Ⅴ章まとめてになりますけれども、それから後、他の部分で言い忘れたことがありましたら、コメント、御意見をいただきたいと思いますが、Ⅲ章、Ⅳ章、Ⅴ章を中心に御意見ございませんでしょうか。

○佐藤委員 意見ではないのですけれども、ちょっとお聞きしたいのですけれども、林家のところ。林家というのが1ヘクタール以上の所有者ですね。それで林野庁のほうで1ヘクタール未満の所有者の総数というのはつかんでいらっしゃるのでしょうか、どうなのでしょう。

○佐藤企画課長 すみません、今、直ちに答えられるものはないです。

○佐藤委員 ちょっと私の知るところですと、たしか300万以上いる話なのですね。要するに10アール未満、1ヘクタール未満を入れてですね。そうしますと、ここで言う非常に所有が零細だという表現をしているのですけれども、これは林家というところなので、そのとおりだと思うのですけれども、認識として1ヘクタール未満のところでもってもう既に7割近くがいるのだということを考えますと、零細どころでない話になってしまうのです。そこの方々を対象にしながら集約化云々ということになってきますと、非常に現場が苦労しているということになってしまいますので、このあらし方はどうのこうのじゃなくて、認識として我々そこのところをしっかりと認識していかないと、非常に困難を来しているところですね。

だから、今の農地の改革の制度みたいな、1つにもうちょっと集積できないかと。集積していくことができれば、もっともっと集約化もやりやすくなるし、森林整備にも条件不利地にももっとどんどん入っていけるということにはなってくるのだろうと私は常々思っています、ちょっと今、この場でそのことを発言したいなと思ったのです。できれば、1ヘクタール未満の所有者の状況を調べられると思いますので、調査していただければと思います。これに盛り込む云々という意味ではなくて。

○鮫島部会長 非常に重要な御発言だと私は思いますので、ぜひ検討していただければと思います、いかがでしょうか。

○佐藤企画課長 恐らくこの林家の統計は13ページにありますとおり、センサスの統計からとっていますので、同じところから出てこなくて、別のところであるかどうかということだと思いますが、現状どうなっているかということを含めて、確認した上で。

○佐藤委員 ぜひお願いしておきたいと思います。

○原田森林利用課長 直接の担当ではないのですけれども、私の記憶ではセンサスの単位が変わりました。以前は10アールといいますか、その規模から統計が整備されていたのですけれども、ここで示した統計ではとっていないので、過去の古い統計との比較はできるかもしれません。けれども、近年では統計の基準が変わってしまっておりますので、それを比較できる同じレベルで調査するというのは、ちょっと現状においては難しいと思います。

○鮫島部会長 ただ、やはり非常に重要な問題で、森林整備を考えた場合も非常に大事なポイントではないかと思うので、やはりこれは注目していかなければいけないところではないかと思います。他に何か御意見。

○佐藤委員 先生、一言いいですか。また私もちょっと正確なところをもっともっと調べたいと思っているのですけれども、今時点で私が認識した324万です、所有者が。1ヘクタ

ール未満の方も入れて、大所有者も入れて。ちゃんと正確かと言われるとちょっと・・・なのですけれども、さらに私は正確に調べてみたいと思っているのですけれども、それによって我々、集約化がこれから非常に難しくなってくる状況が出てくるということなのです。対象者が余りにも小面積の方々が多くなってくるということで、不可能な分も出てくるのです。だから、そこをにらみながら、何かもう少し林地の集積も国の山をしっかりと守っていくためには一定程度必要ではないかと感じているものですから、こういう発言をさせていただきます。

○鮫島部会長 ありがとうございます。

では、ひとつよろしくお願ひします。他に御意見ございませんでしょうか。

では、鈴木委員、よろしくお願ひします。

○鈴木委員 16ページの山村の動向、山村の現状というところで、過疎化、高齢化というのが書いてありますが、何となく通り一遍に書いてあるような印象がありまして、この過疎化、高齢化の最近だと人口社会統計研究所から、市町村別の将来人口、将来の年齢構成の予測というようなものが出ておったと思いますので、もう少し将来の予測からしていよいよ厳しくなってきているというか、そういうのも参照しながらどうするのが一番いいのかという課題だというような示し方、その辺を工夫いただければよろしいのかなと思う次第です。以上。

○鮫島部会長 いかがでしょうか。

○佐藤企画課長 実は、この山村のところは、各省にまたがるところといいますか、割と一般的なところでもありますので、特に過疎化、高齢化のところは従来も割とさらっと書いていたところがあると思います。御指摘もありましたので、今回そのあたりをより現実感がある表現にできるかどうか、記述ができるかどうか検討させていただきたいと思ひます。

○鮫島部会長 他にございませんでしょうか。Ⅲ章、Ⅳ章、Ⅴ章を中心にとということで、はい、どうぞ。

○澤田委員 前回は申し上げて、取り上げられなかったと思うのですが、19ページなのですが、これが住宅問題における木材利用、先ほども出ましたが、「新設住宅の5割強は木造」と書いてございます。この新設住宅をどこからどこまでをカウントするのかということによって、マンションも含めた大きな建物の戸数でしていくと、木材はまだまだだなどという印象を受けるのです。本当を言うと木造住宅はかなり多いと思ひます。ですから、その数字のとり方です。どこからどういう数字で、実際にこういう言い方はあれかもしれないですが、いい印象を持たれるグラフの出し方というのがあると思うので、その辺は工夫していただければ、何だか木造はよくないというグラフのつくり方が多かったように思うので、その辺ももうちょっと御検討いただければと思ひます。余り大きなマンションの戸数まで入れてしまうと、どうだろうと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○鮫島部会長 いかがでしょうか。御検討いただくと言ったほうがいいのかも思ひないです

ね。他にございませんでしょうか。塚本委員、よろしく申し上げます。

○塚本委員 林業と山村の15ページの特用林産物の動向ですけれど、現在の生産状況であるとか、国内と輸入の数値についてのみ記載されていますが、減少はしてきているとはいえ、特用林産物は、山村地域において貴重な収入源でございますので、今後に期待が持てるというような形での記載をお願いしたいと思います。

今、食の安全でありますとか、そういう視点で国内産への志向も強まっているのかなと感じておりますし、それに関連した内容についても記載をしていただくなど特用林産物についての記載内容の充実を図っていただければと考えております。高知県で進めております、産業振興計画の中でも、産業の少ない地域の中で、こういうものを一つ一つ積み重ねていって、所得につなげるというのは非常に重要な視点であると捉えておりますので、そういう状況もお酌み取りいただきまして、できれば記載の内容の充実をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○鮫島部会長 よろしいでしょうか。では、御検討いただくということでよろしいですか。

他にございませんでしょうか。私、一つ、木質バイオマスエネルギーに関することで、20ページで一番最後のところに、バイオマス発電があつて、高くても発電効率は30%程度でありということで、熱利用により全体のエネルギー効率をさらに高めることは可能ということを書いてあるのですが、これはコジェネをこれからつくりなさいということを書いているのでしょうか。もう既にできているものをまた熱利用もあわせて考えたらそういうことではないので、この辺は一体どういうふうな整理をされているのかなという、ちょっとこの書き方が気になったということが1つ。

もう一つございます。薪が特用林産のところに入っているのですが、薪はやはり私は木質バイオマスエネルギーではないかと思えます。それで世界的に見ると、木材利用の6割は薪なのです。それでオーストリアなんかを見ても、薪の利用量は700万立米なのです。これは非常にやはり木質バイオマスエネルギーの中で実は重要な位置づけで、むしろ我が国はかなりその辺が統計的には非常に低く見積もられているけれども、本当は実は私は100万ぐらい使っているのではないかなと個人的には思っているのです。

ですから、先ほど林家が1ヘクタール以下が記載されていないということと同じで、実は木質バイオマスエネルギーで統計に載ってこないけれども、実は結構多いものがあるのではないかなと思っているのです。ですから、その辺も積極的にデータを集めて、そういう使い方もやはり今後きちんとある位置づけにしていくのだという姿勢を見せていただければありがたいと思っています。

○香月木材利用課総括 まず、木質バイオマス利用の熱利用でございますけれども、御指摘ございましたとおり、既存のもう既に発電しかやっていないものを新たに熱利用というのは、勿論できないことはないのですけれども、なかなか容易ではないということで御指摘がありましたとおり、今後、整備するものについてはよりそういう熱についても使うこ

とがより望まれるということで、今後のことを重点的にということで考えていただければと思います。

薪につきましても、一応、統計には薪炭というものが出ておりまして、薪というものも把握しているところがございますけれども、今後、今、統計の欄にない木質、薪以外のそういうチップ利用とかそういったものも新しく出てくるということで、そういう統計のとり方なども今後変えていかないといけないと思っておりますので、薪及び薪以外のエネルギー利用の把握の仕方についても、きちんと考えていきたいと思っております。

○鮫島部会長 御検討いただければ。

他に何か御意見ございませんでしょうか。あともう5分を切っていますけれども。

○澤田委員 進め方でよろしいですか。

○鮫島部会長 どうぞ。

○澤田委員 今回読ませていただいて、本当に感動しながら実は読みました。すごくいろいろなことを盛り込んでいただいている。今後の課題を載せていただいているというのが、正直にこれはまだ検討中だとか、今後これを考えていかななくてはいけないというのがあるのが、すごくいいなと思いました。という観点で考えると、まだもっと出てくると思うのですが、もっと皆さんに知っていただきたいこととか、そういう問題点とかもあると思うのです。この場だけではとてもでないけれども、しゃべり切れないので、何か先生、いい方法を考えていただくことはできないのですか。何か提案を出してみるとか、皆さんで回覧するとか。

○鮫島部会長 今日言い切らなかったこと、それからあと、まだ思いついたことを、ある期間を決めて、事務局の方にメールを送っていただいて、それに対してどう対応するかという回答を委員の方にお配りいただくようなことはできますよね。

○佐藤企画課長 それは別にいただいて、それを踏まえて次回の施策部会のときに。

○鮫島部会長 時間的な経緯は当然あるので、それはそういうやり方で対応可能ですか。

○佐藤企画課長 大丈夫です。

○澤田委員 できれば皆さんと共有できるとありがたい。

○鮫島部会長 ですから、期限を決めて集めていただいて、それでそれに対して回答していただくという形ではないかと思っております。

○佐藤企画課長 それは次回の施策部会よりも前に御回答するということですか。

○鮫島部会長 それはそちらの進め方との関係もありますので、ある程度早目にやっておいて、調整した方がいいものは、余り先送りすると調整ができなくなるとまずいですから。

○佐藤企画課長 そこはいつお返しできるかというのは、その内容では当日とか。

○鮫島部会長 場合によってはそういうことがありますね。そういうものを用意した上で、次やるということもあると思うのです。それは適宜御検討いただきたいと思っております。

○佐藤企画課長 とりあえず事務局の方にいただければと思います。

○鮫島部会長 それでは、そろそろ時間になってしまいましたけれども、何か絶対これは

言っておかなければいけないことがございませんでしたら、このあたりで審議を終わらせていただきたいと思います。

事務局におかれましては、本日各委員から出されました御意見を踏まえて、具体的な文案の作成を進めていただきますようお願いいたします。それでは、私の役割はこれで終わりにしたいと思います。

○佐藤企画課長 鮫島部会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、本日は長時間にわたり、熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。次回の施策部会につきましては、来年2月ごろに開催しまして、今回御審議いただいた「平成25年度森林及び林業の動向の本文案」並びに「平成26年度森林及び林業施策作成の基本的考え方」について、御審議いただく予定でございます。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。